

委 託 設 計 書								
所 属 部 課 名		建設部 下水道維持課						
部長	審議監	審議監	課長	補佐	主幹		設計者	審査
委 託 名 称		特定事業場等水質検査業務委託						
委 託 場 所		松戸市市内一円						
事 業 年 度		令和 8 年度						
委 託 価 格		一金、 円						
委 託 費 計		一金、 円						

設
計
概
要

特定事業場等水質検査

47

事業場

委託内訳書

[illegible]

第 1 号 内 訳 書 水質検査業務費							1 式
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
外観		検体	47				
水温		検体	47				
透視度		検体	47				
水素イオン濃度		検体	47				
生物化学的酸素要求量		検体	47				
浮遊物質		検体	47				
ノルマルヘキサン抽出物質		検体	47				
沃素消費量		検体	8				
カドミウム		検体	9				
シアン		検体	10				
有機リン		検体	8				
鉛		検体	9				
六価クロム		検体	8				
砒素		検体	8				
小 計							

第 1 号 内 訳 書 水質検査業務費						
1 式						
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
全水銀		検体	10			
アルキル水銀		検体	8			
ポリ塩化ビフェニル		検体	1			
フェノール類		検体	9			
銅		検体	11			
亜鉛		検体	11			
溶解性鉄		検体	11			
溶解性マンガン		検体	10			
クロム		検体	9			
フッ素		検体	8			
全窒素	総和法	検体	10			
全リン		検体	10			
トリクロロエチレン	2項目同時分析	検体	17			
テトラクロロエチレン	2項目同時分析	検体	17			
小 計						

第 1 号 内 訳 書 水質検査業務費						
1 式						
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
トリクロロエチレン	11項目同時分析	検体	8			
テトラクロロエチレン	11項目同時分析	検体	8			
1,1,1-トリクロロエタン	11項目同時分析	検体	8			
四塩化炭素	11項目同時分析	検体	8			
ジクロロメタン	11項目同時分析	検体	8			
1,2-ジクロロエタン	11項目同時分析	検体	8			
1,1-ジクロロエチレン	11項目同時分析	検体	8			
シス-1,2-ジクロロエチレン	11項目同時分析	検体	8			
1,1,2-トリクロロエタン	11項目同時分析	検体	8			
1,3-ジクロロプロペン	11項目同時分析	検体	8			
ベンゼン	11項目同時分析	検体	8			
チウラム		検体	8			
シマジン		検体	8			
チオベンカルブ		検体	8			
小 計						

第 1 号 内 訳 書 水質検査業務費							1 式
名 称	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
セレン		検体	8				
ほう素		検体	8				
1,4-ジオキサン		検体	8				
小 計							
合 計							

第 2 号 内 訳 書							試料採取費		1 式	
名 称		規 格 ・ 寸 法		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
特殊作業員				人						
普通作業員				人						
ライトバン		排気量1.5L		日	7					
計										

委 託 仕 様 書

1. 委 託 名 称 特定事業場等水質検査業務委託
2. 委 託 場 所 松戸市市内一円
3. 委 託 期 間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
4. 分析項目及び
分析方法 分析項目は、別紙1のとおりとする。分析方法は、下水道法に準拠したものとする。
5. 委 託 内 容 下水道法第12条の2（特定事業場からの下水の排除の制限）に基づき、市内特定事業場等の水質検査を実施するもの。
【業種別事業場】

(1) 一般廃棄物処理施設(71の3)	1	事業場
(2) 科学技術に関する試験・研究機関等(71の2)	6	事業場
(3) 病院(68の2)	3	事業場
(4) 染色業(19)	1	事業場
(5) その他(洗濯業、自動式車両洗浄施設等)	36	事業場

(※) 詳細は様式1を参照すること。なお、各事業場の名称、住所等については契約締結後、受託者のみに通知する。
6. 試料採取方法 (1) 試料採取は、松戸市職員の立会いのもとで受託者が行う。
(2) 採取は基本的に公共汚水ますから行うが、監督職員の指示があった場合には汚水の処理施設出口等から行う。
(3) 試料採取の為の公共汚水ます等の開閉作業は受託者にて行う。
(4) 当日持参する採水器の種類については事前に監督職員と協議すること。
7. 採取日程 7日間程度
8. 写真撮影要領 現場における写真(全景、採取状況及び採取試料)を事業場毎に撮影すること。その際、委託名称、委託場所、状況説明等を記載した黒板を同時に撮影すること。
9. 提 出 書 類 (1) 業務計画書 2部
(2) 完了届 1部
(3) 報告書(紙媒体) 1部
 a) 水質検査結果一覧表(様式1)
 b) 基準値超過事業場一覧(様式2)
 c) 濃度計量証明書(※)
 d) 写真帳
(4) 報告書(電子媒体(CD-R等)) 1部
 a) 水質検査結果一覧表(様式1)
 b) 基準値超過事業場一覧(様式2)
 c) 写真帳
(※) 濃度計量証明書は試料採取の翌月末までに順次提出すること。

10. その他

- (1) 受託者は各事業場の名称、住所などについて通知を受けた後速やかに日程および採取順序を計画し、業務計画書として提出する事。ただし、採取順序について監督職員から指示があった場合にはそれを優先して採取計画を立てるものとする。
- (2) 試料採取時、万が一試料等の飛散があった場合には、撤収前に消毒液を散布すること。
- (3) 事業場が休業日であった等の理由により採取が出来なかった場合、日程を再調整する事。
- (4) 万が一事業場が廃業等の理由により営業していなかった場合監督職員から別の事業場を提示するので、その事業場について採取、分析を行うものとする。その際、原則として分析項目が予定数量と同様になる事業場を提示するが、数量に変更が生じる場合には別途協議するものとする。
- (5) 基準値超過事業場があった場合には、1事業場につき1度まで試料再採取の上、超過項目について再分析をすること。

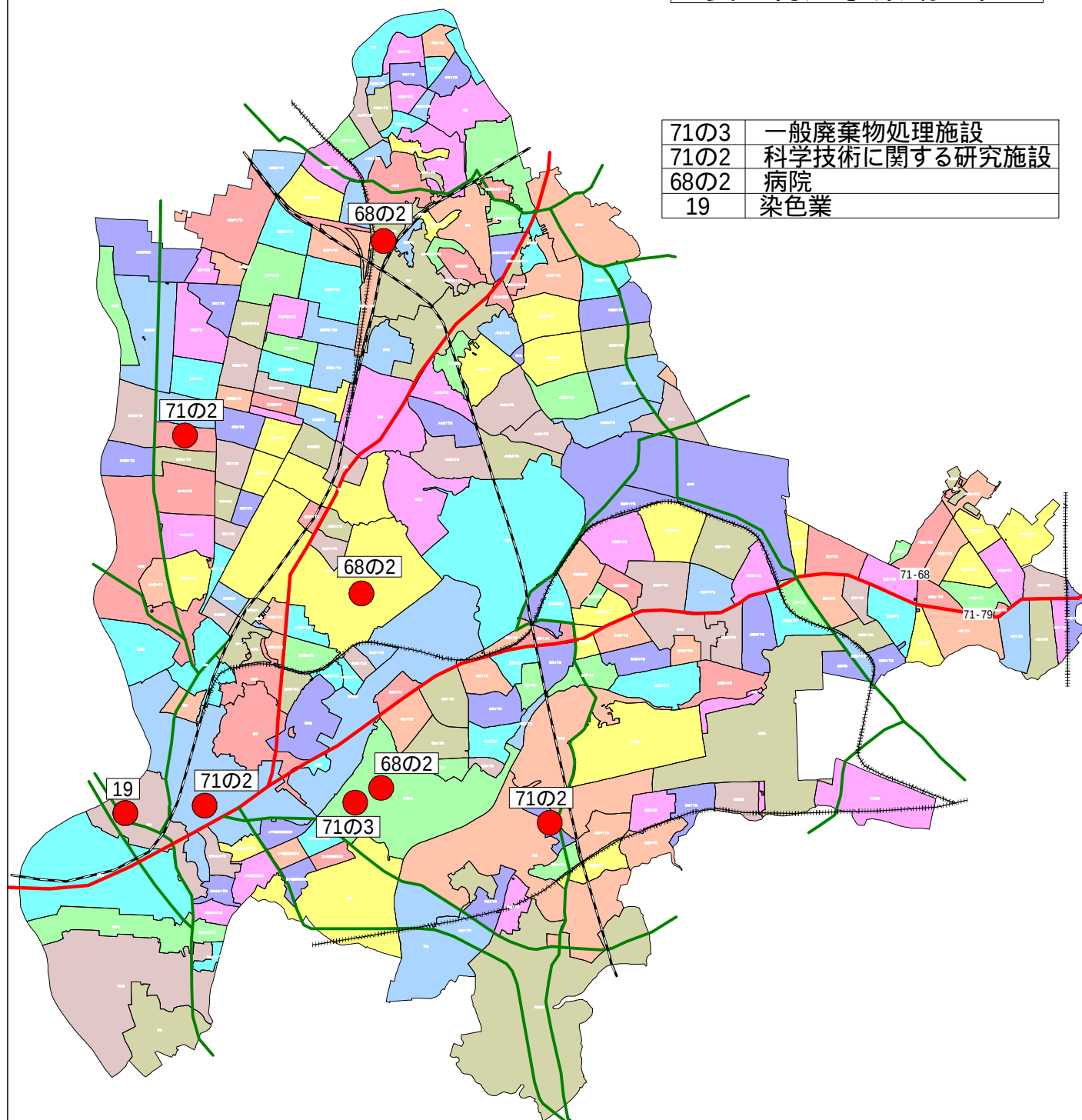
11. 添付資料

- (1) 案内図
- (2) 分析項目及び分析方法（別紙1）
- (3) 特定事業場等水質検査一覧表（様式1）
- (4) 基準値超過事業場一覧（様式2）



主要な特定事業場の位置

71の3	一般廃棄物処理施設
71の2	科学技術に関する研究施設
68の2	病院
19	染色業



(別紙1)

分析項目	単 位	定量下限値	基準値	検体数
外 観				47
水 温	℃		45未満	47
透 視 度	度			47
水素イオン濃度			5を超え9未満	47
B O D	mg/l	1.0	600未満	47
浮遊物質	mg/l	0.5	600未満	47
n-ヘキサン抽出物質 (※1)	mg/l	1.0	30(5)以下	47
よう素消費量	mg/l	1.0	220未満	8
カドミウム	mg/l	0.001	0.01以下	9
シ ア ン	mg/l	0.1	検出されない事	10
有機燐	mg/l	0.01	検出されない事	8
鉛	mg/l	0.005	0.1以下	9
六価クロム	mg/l	0.005	0.2以下	8
砒 素	mg/l	0.005	0.05以下	8
全水銀	mg/l	0.0005	0.0005以下	10
アルキル水銀	mg/l	0.0005	検出されない事	8
P C B	mg/l	0.0005	検出されない事	1
フェノール類	mg/l	0.005	0.5以下	9
銅	mg/l	0.01	1以下	11
亜 鉛 (※2)	mg/l	0.01	1 (2) 以下	11
溶解性鉄 (※2)	mg/l	0.1	1 (5) 以下	11
溶解性マンガン (※2)	mg/l	0.1	1 (5) 以下	10
クロム (※2)	mg/l	0.02	0.5 (1) 以下	9
フッ素	mg/l	0.05	8以下	8
全窒素	mg/l	0.1	60未満	10
全リン	mg/l	0.01	8未満	10
トリクロロエチレン	mg/l	0.001	0.1以下	25
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005	0.1以下	25
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005	3以下	8
四塩化炭素	mg/l	0.0001	0.02以下	8
ジクロロメタン	mg/l	0.002	0.2以下	8
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	0.04以下	8
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	1以下	8
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	0.06以下	8
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	0.02以下	8
ベンゼン	mg/l	0.001	0.1以下	8
チウラム	mg/l	0.0006	0.06以下	8
シマジン	mg/l	0.0003	0.03以下	8
チオベンカルブ	mg/l	0.002	0.2以下	8
セレン	mg/l	0.002	0.1以下	8
ホウ素	mg/l	0.1	10以下	8
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005	0.5以下	8

(※1) 特定施設番号71「自動式車両洗淨施設」については鉱油類含有量（括弧内の基準値）にて分析する

(※2) 処理分区が「松戸」（手賀沼処理区）の施設は括弧内の基準値にて分析する。

No.2

		特定事業名																		
		処理分区		1-2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	5	6	7	
		特定施設番号		67	71	71	67	71	71	71	71の2	71	71	67	66の6	66	66の6	67	67	67
		採水日																		
分析項目	単 位	定量下限値	基準値																	
外観				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水温	℃		45未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
透 視 度	度			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
酸素イオン濃度			5を超え9未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
生物化学的酸素要求量	mg/l	1	600未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浮遊物質	mg/l	0.5	600未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	1	30(5)以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
よう素消費量	mg/l	1	220未満																	
カドミウム	mg/l	0.001	0.01以下							○										
シ ア ン	mg/l	0.1	検出されない事							○										
有機燐	mg/l	0.01	検出されない事																	
鉛	mg/l	0.005	0.1以下							○										
六価クロム	mg/l	0.005	0.2以下																	
砒 素	mg/l	0.005	0.05以下																	
全水銀	mg/l	0.0005	0.0005以下							○										
アルキル水銀	mg/l	0.0005	検出されない事																	
P C B	mg/l	0.0005	検出されない事																	
フェノール類	mg/l	0.005	0.5以下																	
銅	mg/l	0.01	1以下							○				○						
亜 鉛	mg/l	0.01	1 (2) 以下							○				○						
溶解性鉄	mg/l	0.1	1 (5) 以下							○				○						
溶解性マンガン	mg/l	0.1	1 (5) 以下							○				○						
クロム	mg/l	0.02	0.5 (1) 以下							○										
フッ素	mg/l	0.05	8以下																	
全窒素	mg/l	0.1	60未満																	
全リン	mg/l	0.01	8未満																	
トリクロロエチレン	mg/l	0.001	0.1以下	○			○						○				○	○	○	
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005	0.1以下	○			○						○				○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005	3以下																	
四塩化炭素	mg/l	0.0001	0.02以下																	
ジクロロメタン	mg/l	0.002	0.2以下																	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	0.04以下																	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	1以下																	
1,1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	0.4以下																	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	0.06以下																	
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.0002	0.02以下																	
ベンゼン	mg/l	0.001	0.1以下																	
チウラム	mg/l	0.0006	0.06以下																	
シマジン	mg/l	0.0003	0.03以下																	
チオベンカルブ	mg/l	0.002	0.2以下																	
セレン	mg/l	0.002	0.1以下																	
ホウ素	mg/l	0.1	10以下																	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005	0.5以下																	

特定事業場水質検査一覧表

		特定事業名																	集計	
		処理区分		7	7	7	7	7	8	8	8	10	10	10	松戸	松戸				
		特定施設番号		67	71の2	67	67	71	67	67	67	71	67	10	71	67				
		採水日																		
分析項目	単 位	定量下限値	基準値																	
外観				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			47	
水温	℃		45未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			47	
透 視 度	度			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			47	
水素イオン濃度			5を超え9未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			47	
生物化学的酸素要求量	mg/l	1	600未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			47	
浮遊物質	mg/l	0.5	600未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			47	
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	1	30(5)以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			47	
よう素消費量	mg/l	1	220未満															8		
カドミウム	mg/l	0.001	0.01以下															9		
シ ア ン	mg/l	0.1	検出されない事		○													10		
有機燐	mg/l	0.01	検出されない事															8		
鉛	mg/l	0.005	0.1以下															9		
六価クロム	mg/l	0.005	0.2以下															8		
砒 素	mg/l	0.005	0.05以下															8		
全水銀	mg/l	0.0005	0.0005以下		○													10		
アルキル水銀	mg/l	0.0005	検出されない事															8		
P C B	mg/l	0.0005	検出されない事															1		
フェノール類	mg/l	0.005	0.5以下		○													9		
銅	mg/l	0.01	1以下		○													11		
亜 鉛	mg/l	0.01	1 (2) 以下		○													11		
溶解性鉄	mg/l	0.1	1 (5) 以下		○													11		
溶解性マンガン	mg/l	0.1	1 (5) 以下															10		
クロム	mg/l	0.02	0.5 (1) 以下															9		
フッ素	mg/l	0.05	8以下															8		
全窒素	mg/l	0.1	60未満		○													10		
全リン	mg/l	0.01	8未満		○													10		
トリクロロエチレン	mg/l	0.001	0.1以下	○		○	○		○	○	○		○			○		25		
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005	0.1以下	○		○	○		○	○	○		○			○		25		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005	3以下															8		
四塩化炭素	mg/l	0.0001	0.02以下															8		
ジクロロメタン	mg/l	0.002	0.2以下															8		
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	0.04以下															8		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	1以下															8		
ジス-1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	0.4以下															8		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	0.06以下															8		
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.0002	0.02以下															8		
ベンゼン	mg/l	0.001	0.1以下															8		
チウラム	mg/l	0.0006	0.06以下															8		
シマジン	mg/l	0.0003	0.03以下															8		
チオベンカルブ	mg/l	0.002	0.2以下															8		
セレン	mg/l	0.002	0.1以下															8		
ホウ素	mg/l	0.1	10以下															8		
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005	0.5以下															8		

(様式2)

基準値超過事業場一覧

[illegible]